

厚木市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1 厚木市の市域の約3割を占める森林は、木材生産はもとより、水源かん養、洪水や土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など多面的機能を有しており、市民に様々な恩恵をもたらしている。市ではこれら再生可能で大切な森林資源を保全・再生し、継続的に利用することにより、市内の豊かな森林を次世代に引き継ぐため、持続的な森林管理を推進しているところである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない等の特性を有している。このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や循環型社会の形成に貢献するだけでなく、脱炭素社会の実現にも資するものとして大いに期待されている。

こうした中、令和3年10月に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「木材利用促進法」という。)に改正され、取組の対象が公共建築物から建築物全体へと拡大された。

これらを踏まえ、木材利用促進法第11条第1項の規定に基づき策定された「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」に則し、同法第12条に基づき市内における建築物等の整備において、積極的に県産木材等の木材の利用を促進するための方針を定めるとともに、市が行う公共建築物の整備において先導的に県産木材等による木造化、木質化を進め、木材の利用促進を図るため方針を策定する。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 建築物 建築物のほかベンチや外構施設などの工作物を含む。
- (2) 備品 備品(机、いす、書棚等)のほか、消耗品(文房具等)も含む。
- (3) 建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。
- (4) 木造化 建築物又は工作物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び工作物における木材利用をいう。
- (6) 市産木材 厚木市内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (7) 県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (8) 品質認証材 かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満た

し、認証された県産木材をいう

(木材利用の意義)

第3 建築物等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ多面的機能の維持及び増進への寄与
- (2) 再生産可能な資源という木材の特性を生かした循環型社会の構築への貢献
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への貢献と環境への負荷の軽減

(市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第4 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

別表1に該当する公共建築物の整備においては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、市産木材及び県産木材を使用するよう努める。

また、備品については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

(2) 民間建築物等

民間建築物等の整備においては、木材利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、市産木材及び県産木材を使用するよう促す。

(市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)

第5 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

ア 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、別表2に掲げるものを除き、原則として木造化を図るものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

イ 公共建築物等の木質化の推進

公共建築物等については、別表2により木造化できない場合でも、積極的に木質化に努めるものとする。

(2) 公共建築物への木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具等を設置する場合は、木質バイオマス燃料の安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その導入に努めるものとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

市が行う公共建築物の整備において使用する木材は、別表3に掲げる場合を除き、概ね50%以上(体積換算)市産木材及び県産木材を使用するものとする。また、品質認証材の導入に努めるものとする。

(市内における木材の適切な供給の確保に関する事項)

第6 市は、市産木材の適切な供給の確保を図るため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携して、施業の集約化等による生産性の向上に努め、産地や品質が明らかな木材の供給体制の整備に取り組むものとする。

(木材利用のPR及び普及の推進)

第7 市は、自ら整備する公共建築物等の木造化、木質化等の実施にあたっては、市民が触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、市産木材のPR及び普及に努める。

(関係団体等への協力依頼)

第8 市は、市以外の者が整備する公共施設(別表1(2))についても、積極的に市産木材が使用されるよう、その整備主体に働きかけ、理解を得るとともに、協力を依頼するよう努める。

(建築物木材利用促進協定制度の周知)

第9 市は、建築物等における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対し建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

(方針の適用)

第10 本方針は、平成26年3月14日から適用する。

「厚木市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」は

「厚木市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に名称変更する。

本方針は、令和5年8月1日から適用する。

別表1 木材利用を促進すべき公共建築物

(1) 市が整備する公共建築物

種別	具体例
学校	小学校、中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
保健・衛生施設	病院、診療所、保健センター等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	図書館、公民館等
都市・住宅施設	公園、市営住宅等
行政施設	庁舎等
公共工作物	公共土木工事、森林整備工事等における工作物

(2) 市以外の者が整備する公共建築物

種別	具体例
学校	小学校、中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等
保健・衛生施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	図書館等
公共工作物	ベンチ、外構施設等
その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

別表2 建築物を木造化できない場合

1	建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化が困難な場合
2	施設の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難な場合
3	その他建築物の木造化が困難な場合

別表3 市産木材又は県産木材を使用しない場合

1	法令の規定等により市産木材又は県産木材を使用できない場合
2	市産木材又は県産木材による供給が困難な場合
3	その他相当の理由により市産木材又は県産木材の使用が適当でない場合